

# 弾道ミサイル落下時の行動について

○弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。

○ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、防災行政無線で放送を流すほか緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

**緊急情報が流れたら、直ちに以下の行動をとってください。**

**【屋外にいる場合】**

○近くのできるだけ頑丈な建物や地下街などに避難する。

○近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

**【屋内にいる場合】**

○できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。



～ 行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください ～

詳細については、奥尻町ホームページ・国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) をご覧ください。

## 函館建設管理部からのお知らせ

### ～土砂災害警戒区域等の指定について～

土砂災害防止法は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の制限、既存住宅の移転促進等のソフト対策（土木工事によらない対策）を推進しようとするものです。

地域住民説明会を経て、次の区域が土砂災害警戒区域等に指定されたのでお知らせします。

○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

指定区域名〈H28.3.11〉	所在地	自然現象の種類
奥尻10（奥尻地区【1区】）	奥尻郡奥尻町字奥尻	急傾斜地の崩壊
奥尻12（奥尻地区【2区】）	奥尻郡奥尻町字奥尻	急傾斜地の崩壊
奥尻13（奥尻地区【2区】）	奥尻郡奥尻町字奥尻	急傾斜地の崩壊
奥尻19（仏沢地区）	奥尻郡奥尻町字奥尻	急傾斜地の崩壊
稲穂2（勘太浜地区）	奥尻郡奥尻町字稲穂	急傾斜地の崩壊
稲穂3（稲穂地区）	奥尻郡奥尻町字稲穂	急傾斜地の崩壊
稲穂4（稲穂地区）	奥尻郡奥尻町字稲穂	急傾斜地の崩壊
稲穂5（野名前地区）	奥尻郡奥尻町字稲穂	急傾斜地の崩壊
稲穂6（野名前地区）	奥尻郡奥尻町字稲穂	急傾斜地の崩壊
稲穂7（野名前地区）	奥尻郡奥尻町字稲穂	急傾斜地の崩壊
稲穂8（野名前地区）	奥尻郡奥尻町字稲穂	急傾斜地の崩壊
海栗前川（野名前地区）	奥尻郡奥尻町字稲穂	土石流
事務所の沢川（奥尻地区【1区】）	奥尻郡奥尻町字奥尻	土石流
大谷川（稲穂地区）	奥尻郡奥尻町字稲穂	土石流

◇指定区域等の詳細については下記URLを参照してください↓

<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/others/displayDesignatedMap.do?area=4>

◆お問い合わせ先

函館建設管理部 用地管理室維持管理課主査（河川管理） ☎ 0138-47-9632  
 函館建設管理部 管理課 管理第一係 ☎ 0138-47-9632  
 奥尻町役場 総務課 情報サービス係 ☎ 2-3402



災害時に備え

# 『避難行動要支援者名簿』 を作成しています



町では、災害時の備えとして「避難行動要支援者」の名簿作成を行っています。

これは、高齢者や障がい者など災害時に自力で避難することが難しく手助けを必要とする方（避難行動要支援者）に対し、町内会や消防団など地域住民が中心となって救助や避難支援活動を行う際、迅速な活動を行うことを目的としています。

## 名簿の対象者

- ①介護保険の要介護認定者
- ②身体障害者手帳（一級・二級）の交付を受けている
- ③精神障害及び療育手帳等の交付を受けている方
- ④65歳以上の高齢者で支援を必要とする方
- ⑤その他特例な事情がある者

◎避難に支援が必要な方は  
申出書を提出して下さい

避難支援希望申出書は随時受け付けています。

災害時に避難支援を希望される方は、申出書及び同意書欄に氏名等の必要事項を記入のうえ、提出して下さい。

## ◎名簿の更新

名簿は毎年7月末で更新され、支援機関へ提供されます。

詳しいことについては、役場住民課又は総務課にご相談下さい。

## 【注意】

個人情報提供に同意することで災害時の避難支援を受ける可能性は高まりますが、避難行動支援を必ず保証するものではなく、また、避難支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。

また、この名簿への登録は強制ではありません。

## 『避難行動要支援者名簿』の作成イメージ図

### ①要支援者の把握

行政情報の集約

- 〈行政情報の集約〉
- ・要介護認定
  - ・身体障害者手帳
  - ・療育手帳等

### ②避難支援の意向確認

名簿登載に対する同意・確認

- 〈意向確認〉
- 避難支援の希望及び個人情報の提供に対する同意を確認します。

### ③名簿の作成

避難行動要支援者等支援機関への提供

提出がない場合は、支援不用との意思表示をした扱いになります。

### ④名簿の更新

名簿の更新

名簿の登録は随時行います。年に1回を目途に名簿を更新します。

# 気象災害から命を守るために 気象警報が生まれ変わります!!



気象庁では、平成29年出水期から、気象警報の4つの改善を予定しています。

① 命に危険を及ぼすような大雨等が予想される時、早めに心構えを高めていただけるよう、5日先までの大雨警報等の発表の可能性を「高」[中]の2段階で提供します。

② 警報・注意報の発表時に、いつ危険度が高まるのかを確認できるよう、最大24時間先までの危険度の予想を色分け表示して提供します。

③ これまで大雨・洪水警報等の発表基準に用いていた雨量に代えて、災害発生との結びつきが強い「指数」（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）を用いるようになります。これにより、地域の災害特性を一層考慮した、よりの確な警報・注意報を提供します。

④ 大雨・洪水警報が発表されたときに、どこで実際に危険度が高まっているのかを地図上に色分け表示します。例えば、「洪水警報の危険度分布」では、中小河川の急激な増水による危険度の高まりも実際に水位が上昇するより前の早い段階から確認できるようになります。

これらの改善した情報①と②は5月中旬に③と④は7月中旬に気象庁ホームページでご覧いただけるようになります。警報・注意報等が発表された時には「いつ・どこで」災害発生の危険度が高まると予想されているのかをご確認いただき、早めの安全確保行動を心がけてください。

お問い合わせ先 函館地方気象台

☎ 013814612211